

○国民健康保険法

(昭和三十三年十二月二十七日)

(法律第九十二号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

(昭和三十三年十二月二十七日)

(政令第三百六十二号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○鎌倉市国民健康保険条例

昭和三十四年九月四日
条例第十三号

(協議会委員の定数)

第2条 鎌倉市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○鎌倉市国民健康保険運営協議会規則

昭和三十四年九月二十九日
規則第九号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、鎌倉市国民健康保険条例(昭和34年9月条例第13号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、鎌倉市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第5条第2項の委員をもって当て、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、条例第2条各号に規定する委員の定数(以下「委員定数」という。)の過半数以上の者から会議に付議すべき事件を示して、協議会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

- 2 会長は、会議を招集するときは、市長にこれを通知しなければならない。

(議事)

第4条 会議は、委員定数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の事務を処理させるため、書記若干名を置く。

- 2 書記は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議の記録)

第6条 会長は、書記をして出席委員の氏名及び会議の内容等を記録させなければならない。

- 2 会長は会議の結果を、市長に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮
つてこれを定める。

附 則

この規則は、昭和34年10月1日から施行する。